

◎佐賀県条例第24号

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

佐賀県議会委員会条例（昭和31年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（常任委員会の名称、委員定数及び所管）			（常任委員会の名称、委員定数及び所管）		
第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。			第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
略			略		
地域交流・県土整備委員会	略	略 県土整備部に関すること。 収用委員会に関すること。	地域交流・県土整備委員会	略	略 県土整備部に関すること。 <u>山博・緑化フェア事務局に関する</u> <u>こと。</u> 収用委員会に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。